

改正 昭和51年1月16日議会規則第1号 平成6年3月31日議会規則第2号
平成20年2月22日議会規則第1号

八尾市議会傍聴規則

八尾市議会傍聴規則（昭和23年議会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で傍聴受付簿に自己の住所及び氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、会議を傍聴しようとする者が、その定員を超える場合は、抽選により傍聴券を交付する。

2 報道関係者席で傍聴しようとする者は、市の認めた市政記者等で、議長の交付する報道関係者傍聴証を提示しなければならない。

（傍聴券）

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を交付された日に限り傍聴することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

3 傍聴券は、傍聴を終え退場するときは、係員にこれを返還しなければならない。

4 傍聴券及び報道関係者傍聴証は、別記様式による。

（傍聴者の定員）

第5条 一般傍聴者の定員は、86人とし、定員に達したときは、入場できない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴者は、いかなる理由があつても議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器その他危険なものを持つている者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者

（4）笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持つている者

（5）その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと議長が認めた者

（傍聴者の守るべき事項）

第8条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（3）飲食又は喫煙をしないこと。

（4）他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。

（5）傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（6）その他静粛にし、会議の妨害となるような行為をしないこと。

（傍聴者の退場）

第9条 傍聴者は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴者がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 議長は、法第130条第1項又は前項の規定により退場を命じられた者について、当日の入場を禁止することができる。

(準用規定)

第12条 第2条から前条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第5条中「86人」とあるのは「第1委員会室15人、第2委員会室15人」と、第6条及び第8条第1号中「議場」とあるのは「委員会室」と、第7条第5号、第8条第5号及び第11条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年1月16日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日議会規則第2号)

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月22日議会規則第1号)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。